

鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市立学校給食センター運営要綱（平成22年鹿屋市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、発注者と受注者とは電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。